

第10回通常総会 開催のご案内

第10回通常総会を下記の通り開催いたしますので、ご案内申し上げます。

日 時 : 2025(令和7)年5月24日(土) 午後2時00分～午後2時45分

会 場 : 栃木県弁護士会館4階ホール
(宇都宮市明保野町1番6号)

議 案 : 第1号議案 2024年度事業報告・決算報告及び監査報告
第2号議案 2025年度事業計画及び予算承認の件

記念講演 : 午後3時00分～午後4時30分予定
(総会後同会場で開催します)

演題(仮)「私たちはネット、ターゲティング広告にどのように立ち向かっていくべきか」
—これからの消費者教育の方法も含めて—

講 師 : 京都産業大学 法学部 教授 坂東 俊矢 氏

適格消費者団体連絡協議会に参加しました 理事・検討委員長 阿部健一

年2回、全国全ての適格消費者団体と適格消費者団体を目指す団体が一堂に会し、消費者庁主催で、適格消費者団体連絡協議会が開催されております。令和7年3月1日、2日も相模原市の国民生活センターにて、令和6年度適格消費者団体連絡協議会が開催されました。

1日目に消費者庁等からの報告と各団体の活動報告と意見交換が行われ、2日目に適格消費者団体の運営に関する報告と情報共有が行われました。その中から3点報告させていただきます。

1 「解約料の実態に関する研究会議論の整理」について

消費者庁消費制度課より、大学教授らを委員とした解約料の実態に関する研究会の報告がありました。同研究会では、キャンセル料に関する消費者の意識調査、事業者団体等からのヒヤリングを踏まえ、解約料には、価格戦略、解約の抑止など、損失填補以外の目的で設定されている実態があることや、解約料に関する支払に対する消費者の不満としては、解約料に対する情報提供の在り方、外的要因(天災等)を理由とした解約等が不満に影響する要因であると、議論を整理しているとのことでした。この議論を踏まえ、現在、今後の望ましいルールの在り方を検討しているという報告でした。

2 「デジタル時代におけるより良い消費生活を支える信頼の構築に係る官民共創ラウンドテーブル」の報告～ダークパターン対策について～

消費者庁新未来創造戦略本部より、高齢化やデジタル化の進展等に伴い、消費者を取り巻く環境が日々変化しており、個別課題ごとに都度対応すべく法改正を行っても、消費者取引の安心、安全を十全に実現することは難しくなっていることを踏まえ、消費者を取り巻く取引環境の変化に対応するため、消費者法を理念から見直し、その在り方を再編し拡充するための検討が必要との報告がなされました。これに関連し、一般社団法人ダークパターン対策協会の代表理事より、法令違反が明らかなW e bサイトは問題あるとの認定は容易だが、それほどではなく消費者に虚偽や過剰、分かりにくい情報を与えるなどの手法で商品・サービスの購買利用を促すいわゆるダークパターンが存在するとして、そのようなW e bサイトについては「第三者による誠実なW e bサイトを認定する制度」を設け、その認定審査機関を現在、組織しているとの報告がありました。

3 各団体で取り組んでいる業務の効率化や課題等の共有

業務の効率化や課題等について、各適格消費者団体間で、意見交換と情報共有を行いました。

なかには、元新聞記者の方にボランティアをお願いし会報等の企画作成をしているという団体や、団体内でクラウドに情報を保存し情報共有している団体、さらには、W e b会議の際、会議の録音だけでなく、自動文字起こし機能も利用し議事録の作成をしているといった団体もありました。

これらの意見交換を踏まえて、とちぎ消費者リンクでも業務の効率化を図っていきたいと考えております。

適格消費者団体と地方公共団体との連携ブロック会合(関東・甲信ブロック)参加報告

事務局長 理事 服部 有

3月4日、主婦会館プラザエフで、「地方公共団体と適格消費者団体との連携強化の方策」をテーマとし、適格消費者団体と地方公共団体（都県）との連携に関する会合が行われました。当団体からは事務局の鈴木理恵さんと私が、栃木県くらし安全安心課消費者行政推進室の担当の方も参加されました。

地方公共団体からは、各都県における消費者保護施策の現状と課題、各都県における適格消費者団体への支援策に関する報告がされました。適格消費者団体からは、消費者機構日本（COJ）を中心に適格消費者団体の活動に関する報告がされました。

とちぎ消費者リンクでは、消費者被害を発生している事業者の存在をキャッチして、改善の申し入れをすることにより、消費者がトラブルに遭わない社会づくりを目指しています。改善の申し入れをしている内容については、消費者のみなさんがアクセスしやすくなることが重要であると考えています。

訴訟が終了したり、申し入れが終了したりした時点では、すでに事業者が当該事業から撤退していることもあります。いち早く、申し入れ情報を公表することで注意喚起につながるとも考えています。そのため、当団体では、事業者への申し入れに関する内部の公表ルールも定め、申し入れに至ったケースについては、当該ルールに基づいてWEBサイトで公表しています。

悪質事業者による情報をいち早くキャッチするためにも消費者行政、消費生活センターとの連携が重要であることは、従前から考えていることです。

財政的な面での支援、連携というのは見られましたが、情報の連携という点では消費者契約法40条以外には難しいのかもしれませんが。しかし、消費者が、当団体に情報提供しやすい環境を整えたり、より周知したりしていくことはできるのだらうと思いました。

消費者契約法

（適格消費者団体への協力等）

第40条 独立行政法人国民生活センター及び地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費生活相談及び消費者紛争…（省略）…に関する情報で内閣府令で定めるものを提供することができる。

2 前項の規定により情報の提供を受けた適格消費者団体は、当該情報を当該差止請求権の適切な行使の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。



株式会社ヤマウチに対し差止請求訴訟を提起しました

検討委員 弁護士 小島文恵

2025年2月25日、とちぎ消費者リンクは株式会社ヤマウチ（本社 香川県高松市、以下「ヤマウチ」といいます。）に対して差止請求訴訟（不当行為や違法行為を止めさせるための法的手続き）を宇都宮地方裁判所に提起しました。

本訴訟は、ヤマウチが運営するフィットネスクラブ「FIT365」の利用規約のうち、退会方法を店舗の専用端末機での手続に限定する内容等について、利用の差止めを求める訴訟です。

差止請求訴訟までの経過

（１） FIT365を契約した消費者より情報提供を受けました。なお、当時の運営会社は株式会社ウェルネスフロンティアでした（同社は令和5年2月1日にヤマウチに吸収合併されました。）。

（２） 令和2年9月から令和5年5月までの間に、利用規約に対する問い合わせや申入れ等を送付しましたが、いずれも回答を得られませんでした。

そのため、令和5年10月20日、独立行政法人国民生活センターの紛争解決委員会へ和解の仲介申請を行いました。

期日は4回行われましたが、和解は成立せず手続は終了しました。

令和6年10月31日、差止請求書を送付しましたが、回答を得られなかったことから、差止請求訴訟を提起しました。

訴訟の内容（とちぎ消費者リンクが求めているもの）は下記のとおりです。

（１）退会方法の制限

ヤマウチは、退会する場合には店舗の専用端末機での手続が必要と定めています。

会員が退会する場合には遠方に引っ越したり、体調の悪化により店舗に出向くことが難しくたりする消費者がいることが想定されます。連絡方法としては、電話、郵便、ファクシミリ、電子メール等もありますので、店舗の専用端末機に限定する合理的理由はなく、消費者の権利を制限しています。

（２）施設の利用制限

ヤマウチは、フィットネスクラブの管理もしくはその他本部が必要と認めた場合に、施設の全部又は一部の利用を制限することがあり、これにより会員の会費等の支払義務が縮減され、また停止されることはないとしています。

気象災害等によりヤマウチが会員に対してフィットネスクラブの利用を制限した場合でも、消費者が会費等を全額支払わなければならないとするのは、民法（536条）の考え方よりも消費者の権利を制限しています。

（３）賠償責任について

◆ ヤマウチは、施設利用の際に発生した盗難、紛失については一切損害賠償責任を負わないと定めています。

ヤマウチに過失がある場合であっても一切損害賠償責任を負わないとするものですので、消費者契約法により無効となります。

◆ ヤマウチは、会員が自己の責めに帰すべき原因により本クラブの施設又は第三者に損害を与えた場合に、当該会員が18歳未満の場合にはその保護者が会員と連帯して負担すると定めています。

民法（714条）では未成年者の行為について親権者が責任を負う場合は限定されており、親権者が一律に連帯して責任を負うというのは消費者の義務を加重するものです。

提訴後の経過

宇都宮地裁第1民事部合議係に係属

第1回裁判期日 2025年5月15日 午前10時30分

株式会社オアシスに対する差止請求訴訟について

2024年5月20日株式会社オアシス（本社 東京都渋谷区）に対して、差止請求訴訟（不当行為や違法行為を止めさせるための法的手続き）を宇都宮地方裁判所に提起しました。

訴訟の内容は以下の2点です。

- ① オアシスの利用規約では、最低利用期間である1年以内の解約については、初期設定費用（99,000円）を全額支払う必要がある旨を定めておりました。当団体では、まず、これが解約に伴う違約金を定めた条項であり、99,000円の違約金は平均的損害を超えるものとして消費者契約法9条1項1号により無効であること（不当条項）
- ② オアシスのウェブサイトには、「通常99,000円」のところ「初期設定費用0円」、レンタルサーバーは「月額9,800円」で利用できる旨を表示していますが、その一方で、差止請求当時、上記ウェブサイト利用規約に定めた最低利用期間についての記載はなく、「月額9,800円を支払えば、いかなる場合も初期設定費用がかからず、レンタルサーバーを利用できる」かのような表示がなされており、これが景品表示法の有利誤認にあたること（不当表示）

第1回期日 2024.7.4 とちぎ消費者リンクの代理人全員（4名）が出席し訴状を陳述しました。

一方、オアシスの代理人は欠席し、請求棄却を求めるだけの簡単な内容の答弁書が陳述されました。

第2回期日 2024.9.5 WEBで裁判が開かれ、双方の代理人が出席しました。

高額な違約金が発生する理由についての説明はなく、WEBサイトの表示はすでに訂正したとの内容でしたが、どのように訂正したのかについての記載はありませんでした。

第3回期日 2024.11.11 WEBで裁判が開かれ、双方の代理人が出席しました。

とちぎ消費者リンクからは、高額な違約金だけではなく、月額の利用料の支払いを怠った場合の遅延金損害金も高額であるとの主張を追加し、次回までにとちぎ消費者リンクの主張を整理して書面で提出することになりました。

第4回期日 2024.12.26 WEBで裁判が開かれ、双方の代理人が出席しました。

次回までに被告において、原告の提出した訴えの変更申立書に対して被告が主張をする予定です。

第5回期日 2025.3.6 WEBで裁判が開かれ、双方の代理人が出席しました。

解約に伴う違約金が増えるものかどうかが主な争点なので、増えるものであることを次回までに立証する予定です。

次回期日 2025年5月15日（木）午前11時30分～

理事会・委員会などの日程

4/24（木）第7回理事会

5/24（土）第10回通常総会

6/2（水）検討委員会

6/19（木）第1回理事会

2025年度の会費の納入をお願いいたします

お振込みの方法・郵便払込取扱票

・ゆうちょ銀行 0一九店 当座 0292787

個人正会員 3000円 個人賛助会員 1000円

団体正会員 10000円 団体賛助会員 5000円

商品事故・契約トラブルにあった時には、消費者ホットライン188（いやや!）にお電話を
ガイダンスが流れ、最寄りの消費生活相談窓口等をご案内します。